

## 26春闘中央港湾団交妥結

### 各種専門委員会の開催を了承

#### (仮) 協定書

一般社団法人日本港運協会(以下「日港協」という)と全国港湾労働組合連合会(以下「全国港湾」という)、並びに全日本港湾運輸労働組合同盟(以下「港運同盟」という)は、2026年度の労働条件改善について、下記の通り協定する。

#### 記

#### 1. 良好な港湾産別労使関係の再構築の推進について

日港協が上告した「令和8年(行サ)第42号上告提起事件」及び、「令和8年(行ノ)第46号上告受理申立て事件」について、日港協は、司法の判断に沿って適正に対処し、対処に当たっては良好な産別労使関係の再構築をめざし、労使政策委員会において真摯に協議を行ったうえで進める。

#### 2. 賃金引上げ等に関する課題について

(1) 日港協、並びに各加盟店社は、「港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン(以下「ガイドライン」)や国交省との連名文書(港湾運送事業の適正な運賃・料金収受に向けた価格転嫁のお願い)を活用し、労務コストを含む適正な原価計算に基づく適正料金確保の促進を図る。

もって、日港協加盟店社が「経済界に於いては賃金引上げが当然のように叫ばれている(3月26日の回答)」ことを十分に考慮して、全国港湾・港運同盟各加盟組合の賃金要求に誠実に応えることを牽引・後押しする。

(2) 産別制度賃金の改定については、司法判断を踏まえたうえで労使政策委員会の中で協議し、早急に結論を得る。

#### 3. 労働時間短縮と時間外労働の規制について

(1) 港運労使は、週休二日制は日本社会に定着している労働条件であり、人員確保・労働環境整備の必須の要件であるとの認識を共有する。

(2) 賃金・労働時間問題専門委員会において、週休二日制の実施状況について、26年9月末までに調査を行う。同委員会は、その結果を踏まえ、港湾運送事業における週休二日制の導入の実施に向けて努力する。

#### 4. 港湾労働諸拠出金について

(1) 港湾福利厚生拡充について

① 港湾福利厚生拡充に係る、日港協・労働組合・一般社団法人日本港湾福利厚生協会(日港福)の3者による専門委員会の設置を再確認する。

② 港運労使と日港福は、各地区福利厚生協会の実態(施設老朽化・経営状況・労働環境など)を把握するとともに、福利厚生拡充を図るため、財政面も含め今後必要な措置を精力的に検討する。

③ 専門委員会は、精力的な検討を行うために月一回を目途として定期的に開催する。

(2) 港湾労働安定協会の行う諸制度の改訂については、専門委員会を立ち上げ継続協議する。

#### 5. 安全・衛生対策について

(1) 日港協は、港湾貨物運送事業労働災害防止協会(港湾防災)との連絡・協議体制の確立を図り、港運労使一体となって港湾労働者の安全・衛生対策の向上を図る。

(2) 中央安全専門委員会は、危険性の高い荷役、荷役機器の点検の徹底、熱中症をはじめとした気候変動・環境変化への対策など、港湾労働者の声明と安全を確保するための具体策を検討する。そのためにWGでの検討の頻度と密度を高め、港湾防災の協力も得て、その知見を積極的に生かすこととする。

#### 6. 継続課題について

(1) 労使政策委員会は、以下の取り組みを行う。

① 港湾倉庫・物流施設について「港運の職域業域となるよう(22春闘協定)」現地視察並びにその検証を行う。

② 指定事業体に係る課題を解決すべく、25春闘協定の履行とともに適正な検査料金の確保並びに下払い料金の適正化を図るよう主導する。

③ 関連職種の雇用の安定、労働環境整備に資する料金確保及び25春闘協定の履行を取り組む。

④ 国交省に石炭火力関係連絡会議の開催を求め、脱炭素化政策による港運事業の縮小・廃止も視野に入れた対策を講じるよう求める。

⑤ 人員不足対策委員会の答申を踏まえ、その具体化を図る。

(2) 特定利用港湾に係る課題について

① 特定利用港湾に関し、港湾運送事業への影響などについて、防衛省・自衛隊・海上保安庁など関係行政に港運労使への説明会の開催を求め、港湾施設の利用に際しては、港湾運送事業に影響を与えないよう必要な対策を港運労使で要請する。

② なお、上記の取り組みは、港湾労働者の生命と安全確保に資するものとする。

(3) 適正料金収受プロジェクトチーム(料金P/T)の取り組み

① 料金P/Tの取り組みについては、改正下請法に伴う「ガイドライン」の周知・徹底を図るよう引き続き取り組む。

② 内航フィーダーの料金問題については、適正料金収受の推進を促すとともに、問題解決に向けて、国土交通省と協議を行う。

以上



全国港湾と港運同盟は、4月28日14時30分から第5回(統開)中央港湾団交を開催した。

組合側は(仮)協定書に同意するにあたり、次の事項を要求した。①賃上げ未解決組合の解決促進②26春闘組合の解決促進③労使政策委員会で具体化を図れるように(14時45分終了)

業側は、労使政策委員会の開催と福利厚生分担金の拡充に関する専門委員会の開催を了承、その他の項目についても順次協議を進めたいとして(仮)協定書に署名した。

## 大港労組メーデー2026

2026年5月1日(金)、大阪港湾労働組合は大阪市北区の扇町公園で開催された「第97回大阪メーデー」に参加しました。

午前8時頃には激しい大雨に見舞われましたが、開始時刻の9時半には雨も小降りとなり、会場には多くの労働者が集結。「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」をスローガンに掲げ、労働者の権利と平和な社会の実現を力強く訴えました。



### 物価高騰と深刻な人手不足を背景に、政府は2026年度以降の診療報酬を大幅に引き上げる方針を固め、これまで抑制基調が続いてきた診療報酬政策は、大きな転換点を迎えている▼診療報酬は、病院や診療所が医療サービスを提供した際に受け取る「公定価格」だ。医療機関が自由に価格を設定することはできず、原則として2年に1度の改定で国が一律に決定する▼この仕組みは国民皆保険制度を支える一方、急激なインフレ局面では弱点が露呈した。電気代やガス代、食材費、人件費が急騰しても、医療機関はその分を価格に転嫁できないためだ。MRIやCT等の稼働には大量の電力が必要で、24時間体制の病棟運営も光熱費を押し上げる。入院患者向け給食では食材費の上昇が続くが、患者から受け取る食事療養費は固定されている。政府が打ち出した異例の大幅改定は、医療現場を支える延命措置となるのか。それとも国民負担増への入り口となるのか。今後の制度設計が注目される▼物価高騰、賃上げ、診療報酬という3つのキーワードは、複雑に絡み合っている。我々もまたこの課題とどう向き合うかを考えていく必要がある。